

市税（固定資産税）優遇措置制度のご案内

本市では、下記の業種のうち一定額以上の設備や機械等の増設・購入を新たに行った事業所は、その分の固定資産税について**最大5年間の免除**を受けることができます。

令和4年4月1日沖縄振興特別措置法の改正により、課税免除措置の適用を受けるためには、対象資産の取得・供用開始の前に、県知事による措置実施計画の認定および主務大臣の確認を受ける必要がありますので、「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」ホームページ等により、各制度についてご確認ください。

申請書提出期間：令和5年1月4日(水)～1月31日(火)(土日・祝日除く) ※郵送の場合1月31日消印有効
提出場所：市役所別館 2階 産業政策課 ※償却資産申告とは別に申請が必要です。
申請書類：市ホームページよりダウンロード 市ホームページ▶
申請書ダウンロード > 産業政策課 > 各種申請書 > 「固定資産税の課税免除に関すること」



○情報通信産業振興地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの（事業用に限る）
●機械・装置、器具・備品については**100万円**を超えるもの
- 【業種】 ●電気通信業 ●ソフトウェア業 ●情報処理・提供サービス業
●インターネット付随サービス業

○産業イノベーション促進地域（旧：産業高度化・事業革新促進地域）

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの（事業用に限る）
●機械・装置、器具・備品については**100万円**を超えるもの
- 【業種】 ●製造業 ●道路貨物運送業 ●倉庫業 ●卸売業 ●デザイン業
●自然科学研究所 ●電気業（一定の要件あり） ●ガス供給業（一定の要件あり）

○観光地形成促進地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える施設を新設または増設したもの
- 【対象施設】 ●スポーツ・レクリエーション施設（水泳場、トレーニングセンター、テーマパーク等）
●教養文化施設（劇場、動物園、植物園、水族館、文化紹介体験施設）
●休養施設（展望施設、温泉保養施設、スパ施設、国際健康管理・増進施設）
●集会施設（会議場施設、研修施設等） ●販売施設（※付帯施設要件あり）

○国際物流拠点産業集積地域

- 【要件】 ●市内にて**1,000万円**を超える設備を新設または増設したもの（事業用に限る）
●機械・装置については**100万円**を超えるもの
- 【業種】 ●倉庫業 ●特定の無店舗小売業 ●特定の機械等修理業 ●製造業
●航空機整備業 ●道路貨物運送業 ●卸売業 ●特定の不動産賃貸業

※制度の内容や手続きのご相談は、沖縄県産業振興公社「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」(098-894-6377)をご活用ください。

問い合わせ：産業政策課 雇用企業係 ☎ 098-893-4411 内線2812